

岩手県告示第303号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

令和元年9月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 人首川

2 指定区間

- (1) 左岸 奥州市江刺米里字荒町54番地先（大内沢川合流点）から奥州市江刺玉里字下上野95番地先（大森橋下流100m）まで
- (2) 右岸 奥州市江刺米里字荒谷7番2地先（大内沢川合流点）から奥州市江刺玉里字大森前34番3地先（大森橋下流100m）まで